


新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和3年10月6日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
思い切った事業の再構築	事業再構築補助金	内 容	新分野展開や業態転換等の事業再構築の取組みに対する補助	事業再構築補助金事務局 コールセンター TEL:0570-012-088 (申請は電子申請のみ) ※ 電子申請の操作方法に関するサポートセンターはこちら。 ↓ TEL:050-8881-6942
		補助率等	(通常枠等) 対象経費の 2/3以内 (上限 1 億円) ※中堅企業は 1/2補助 (緊急事態宣言特別枠) 対象経費の 3/4以内 (上限 1,500万円) ※中堅企業は 2/3補助	
		支援期間	交付決定日から12又は14か月	
		受付期間	第4回公募…R3.10月下旬頃に開始の見込み(第4回公募は締切後、さらに1回程度公募を行う予定)	
新たなビジネスモデルの展開	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(低感染リスク型ビジネス枠)	内 容	①物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発補助 ②物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善補助 ③ウィズコロナ・ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システム投資の補助	ものづくり補助金事務局 サポートセンター TEL:050-8880-4053 愛媛県中小企業団体中央会 TEL:089-955-7150 (申請は電子申請のみ)
		補助率等	補助対象経費の 2/3以内(上限:1,000万円)	
		支援期間	交付決定日から10か月以内(ただし、採択発表日から12か月後の日まで)	
		受付期間	R3.9.1~11.11(8次)	
新たなビジネスモデルの展開	小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)	内 容	小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させる前向きな投資への補助	持続化補助金 低感染リスク型 コールセンター TEL:03-6731-9325 (申請は電子申請のみ)
		補助率等	補助対象経費の 3/4以内(上限:100万円)	
		支援期間	交付決定日～(期限は以下のとおり) (期 限:第1回採択分:R4.2.28、第2回採択分:R4.4.30、第3回採択分:R4.6.30 第4回採択分:R4.8.31、第5回採択分:R4.10.31、第6回採択分:R4.12.31)	
		受付期間	R3.4.16～(6回に分割実施) (締切日:第1回:募集終了、第2回:募集終了、第3回:募集終了、第4回:R3.11.10 第5回:R4.1.12、第6回:R4.3.9)	
新たなビジネスモデルの展開	IT導入補助金(低感染リスク型ビジネス枠)	内 容	対人接触の機会を減少するような業務の非対面化に資する積極的なITツール導入補助	サービス等生産性向上 IT導入支援事業 コールセンター TEL:0570-666-424 (申請は電子申請のみ)
		補助率等	補助対象経費の 2/3以内(上限:450万円)	
		支援期間	交付決定日～6か月程度	
		受付期間	R3.10.1~11月中(4次) ※公募は複数回実施予定	



新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和3年10月6日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
新たなビジネスモデルの展開 	ものづくり企業 新展開支援事業	内 容	県内ものづくり企業の生産性向上を目指したデジタル活用指導や新分野への参入等、新たな展開を後押しすることで販路拡大に繋げ、コロナ禍に打ち克つ足腰の強い収益構造への転換等、リーディング企業の育成を目指す。 ○生産性向上を目指したデジタル活用研修 ・製造現場でのデジタル活用研修 ・工程改善指導 ○ものづくり企業の新展開支援 ・専門家による個々の企業ニーズに応じたオーダーメイド型の伴走支援	愛媛県 経済労働部 産業政策課 TEL:089-912-2460
	ものづくり企業 デジタル販路開 拓力強化事業	内 容 補助率等 申請期間	県内ものづくり企業が営業素材のデジタルコンテンツ化（自社技術や製品の可視化（動画制作）、営業を目的としたオンラインでの生産現場の公開等）やデジタルマーケティングツール導入等のデジタル販路開拓体制構築に向けて実施する取組みの支援 対象経費の 2/3【1社当たり 1,000千円（上限）】 （補助対象事業） デジタル技術を活用した販路開拓体制の構築に必要な事業 ※ 販路開拓に繋がらないもの、汎用性があり当該事業目的以外でも使用できるものは除く。 調整中	愛媛県 経済労働部 産業政策課 TEL:089-912-2460
感染拡大防止に向けた協力 	えひめ版応援金 （県・市町連携 事業）	内 容 補助率等 受付期間	時短要請期間や感染対策期間等の影響を受け、売上が大きく減少している事業者に対して応援金を給付（要件） ○R3.1～5月のいずれかの月間売上が、R元又はR2年同月比で30%以上減少していること ○応援金を感染対策に活用すること ○事業を継続する意思があること ※ 時短協力金、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う一時支援金等の受給者は対象外 （給付額） ○中小企業者等：20万円、個人事業主：10万円 ※市町により独自の上乗せ等あり 各市町が定める期間	各市町の担当窓口
	えひめ版応援金 （第2弾）	内 容 補助率等 受付期間	時短要請期間や感染対策期間等の影響を受け、売上が大きく減少している事業者に対して応援金を給付（要件） ○R3.6～9月のいずれかの月間売上が、R元又はR2年同月比で30%以上減少又は連続2か月の売上がR元又はR2年同期比で15%以上減少していること ○比較対象期間を含む年間売上が、中小企業者240万円以上、個人事業主120万円以上であること ○応援金を感染対策や事業活動等の充実に活用すること ○事業を継続する意思があること ※ R3.6～9月に時短協力金の対象となった飲食店及び国の月次支援金の受給者は対象外 （給付額） ○中小企業者等：20万円、個人事業主：10万円 ※ 市町が給付する応援金の額は、各市町の実情に合わせて設定が可能 各市町が定める期間	各市町の担当窓口



新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和3年10月6日時点】

テーマ	支援の概要		問い合わせ先
感染拡大防止に向けた協力 	時短協力金	<p>営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金 松山市内【第6弾】 ○R3. 8. 16～8. 19（まん延防止等重点措置適用前） 対 象：食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店 （屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く。） 協力内容：営業5～20時まで、酒類提供11～19時までに短縮 認証店（愛顔の安心飲食店）は営業5～21時まで、酒類提供11～20時までに短縮</p> <p>○R3. 8. 20～9. 12（まん延防止等重点措置適用期間） 対 象：食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 （屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く。） 協力内容：営業5～20時まで 酒類の提供を行わないこと（利用客の店内への持込を含む） 飲食を主として業としている店舗は、カラオケ設備の利用自粛</p> <p>松山市内【第7弾】 ○R3. 9. 13～9. 26（まん延防止等重点措置解除後） 対 象：食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店 （屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く。） 協力内容：営業5～20時まで、酒類提供11～19時までに短縮 認証店（愛顔の安心飲食店）は営業5～21時まで、酒類提供11～20時までに短縮</p>	松山市 営業時間短縮等協力金 コールセンター TEL:089-909-5672
		<p>金額</p> <p>前年又は前々年の1日当たりの売上高に応じて、以下の金額を支給 中小企業…R3. 8. 16～8. 19（まん延防止等重点措置適用前）：25,000～75,000円/日 R3. 8. 20～9. 12（まん延防止等重点措置適用期間）：30,000～100,000円/日 R3. 9. 13～9. 26（まん延防止等重点措置解除後）：25,000～75,000円/日 ※大企業等は1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式（上限200,000円/日）</p>	
		<p>受付期間</p> <p>【第6弾】 ○前払申請 R3. 9. 1～R3. 9. 12 ○残金、一括申請 R3. 9. 13～R3. 11. 12 【第7弾】 R3. 9. 27～R3. 11. 30（第6弾、第7弾の一括申請も可能）</p>	

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和3年10月6日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
感染拡大防止に向けた協力 	月次支援金	内 容	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者に対して支援金を給付 (要件) ○R3.4以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること又はこれらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。 ※ 外出自粛等の影響には、人流抑制を目的とする休業又は時短営業の要請を受けた事業者に対して、商品・サービスを提供していることによる影響も含む。 ○R3年の月間売上が、R元又はR2年の同月比で50%以上減少していること。	月次支援金事務局 相談窓口 TEL:0120-211-240
		補助率等	(給付額) R元又はR2年の基準月の売上-R3年の対象月の売上 (中小法人等：上限20万円/月、個人事業者等：上限10万円/月) (対象月) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、R元又はR2年の同月比で、売上が50%以上減少したR3の月 (基準月) R元又はR2年における対象月と同じ月	
		受付期間	4～7月分…受付終了 8月分………R3. 9. 1～10.31 ※ 申請期間は、原則、対象月の翌月から2か月間 9月分………R3. 10. 1～11.30	
感染リスクの低減 	テレワーク導入推進企業緊急支援事業	内 容	感染症対策の有効な手法であるテレワークの県内中小企業への導入を推進するため、導入相談からテレワーク機器等の初期導入費用助成までの総合的な伴走型支援を行う。 (対 象) 県内中小企業等 (支援内容) ・テレワーク導入を支援するための専門家の派遣 ・テレワークの導入に係る費用助成(テレワーク機器の導入運用、就業規則等の作成・変更、社内での研修、周知啓発等) (事業実施期間) R3. 7. 20～R4. 3. 31	【補助金に関すること】 愛媛県 経済労働部 労政雇用課 TEL:089-912-2500 【専門家派遣に関すること】 一般社団法人 愛媛県法人会連合会 TEL:089-941-7711
		補助率等	対象経費の 1/2以内 (上限50万円) を補助	
		受付期間	R3. 7. 20～R3. 10. 29 ※ 予算の上限に達した時点で受付終了	

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和3年10月6日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
感染リスクの低減 	愛顔の安心飲食店認証事業	内 容	県民等が安心して利用できる飲食店を県が認証するとともに、認証店を積極的にPR。また、認証店の感染対策を利用者が評価し、県は必要に応じて指導・助言を行う。 (対 象) 県内に所在する飲食店（食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等） (認証基準) ・業界団体策定のガイドラインを遵守 ・県作成のチェックリスク全項目について適切な対策を実施 (そ の 他) ・認証店が感染対策マネジメントリーダー(要認定)を設置した場合、感染対策に取り組むための経費として5万円/店舗を支給（1回限り）	愛顔の安心飲食店 認証制度事務局 TEL:089-945-3280
		認証期間	1年間	
		受付期間	(愛顔の安心飲食店認証事業) R3.5.27～ (感染対策マネジメントリーダー) R3.7.9～	
コロナで離職・休業した人への支援 	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	内 容	新型コロナウイルス感染症の影響で休業させられたものの、休業手当を受けることができなかった労働者を対象に、平均賃金の60～80%を給付（上限1日当たり11,000円）	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 コールセンター TEL:0120-221-276
		申請期限	(中小企業の労働者) (大企業の労働者) 休業期間がR2.10～R3.6.30…R3.9.30 休業期間がR2.4～6…R3.9.30 休業期間がR3.7～9 ……R3.12.31 休業期間がR3.1.8～6…R3.9.30 休業期間がR3.7～9 ……R3.12.31	
	トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症トライアルコース）	内 容	新型コロナウイルス感染症の影響で離職した者をトライアル雇用により雇い入れる事業主に対して、雇用者1人当たり月最大4万円（短時間労働の場合は2.5万円）を最長3か月助成	愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370
		受付期間	トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内	
	離職者等正規雇用移行緊急支援事業	内 容	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、離職者等の早期の再就職と職場定着を支援する。（国のトライアル雇用助成金を活用して試用雇用した労働者を正規雇用した事業主に対して、正規雇用奨励金と研修経費等助成金を支給）	愛媛県 経済労働部 産業人材課 TEL:089-912-2505
		補助率等	支給額：正規雇用1人につき最大450千円 ・正規雇用奨励金…300千円/人【100千円×3月(最大)】 最大3ヶ月、企業が支払った賃金等の額（上限100千円）を支給（1事業主当たり3人まで） ・研修経費等助成…150千円/人(上限) 対象経費の1/2	
申請期間		令和3年10月上旬～令和4年3月10日(予定)		


新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和3年10月6日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
コロナ禍における人材の確保への支援	中小企業人材マッチング緊急支援事業	内 容	コロナ禍における県内中小企業の人材確保を支援するため、ホームページ等による非接触型の求職活動への転換を進めるとともに、県内外のコロナ離職者やUターン就業希望者、新規学卒等の未内定者に情報を発信する。 (支援内容) 愛媛の求人・移住総合支援サイト「あのこの愛媛」内に求人情報や職業相談窓口等の情報がワンストップで閲覧できる「特設支援ページ」を開設	愛媛県 経済労働部 産業人材課 TEL:089-912-2509
	外国人材受入緊急支援事業	内 容	県内の事業所において外国人材を雇用する中小企業等が負担する入国時待機（最大14日間）に係る経費を補助する。	愛媛県 経済労働部 産業人材課 TEL:089-912-2509
		補助率等	対象経費の 1/2以内を補助 ・宿泊費用…外国人材 1人当たり75千円 ・移動費用…1 補助対象事業者 1回当たり15千円	
	申請期間	調整中		
従業員の雇用維持・両立支援	雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）	内 容	新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持のために実施した一時的な雇用調整(休業、教育訓練又は出向)に係る経費助成 助成率：中小企業：対象経費の 4/5～10/10、大企業：対象経費の 2/3～10/10	雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL:0120-60-3999
		受付期間	原則、判定基礎期間（賃金締切期間等）終了後2か月以内	愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370
	産業雇用安定助成金	内 容	労働者の雇用を維持するために行う在籍型出向に要する経費助成（出向元と出向先双方）（運営経費） 中小企業：4/5又は 9/10 中小企業以外：2/3又は 3/ 4 ※ 上限額(出向元・出向先の合計) 12,000円/日 (初期費用) 1人当たり10万円又は15万円(出向元・出向先双方) ※ 要件を満たすことで上乗せ・加算	雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL:0120-60-3999
	受付期間	支給対象期の末日の翌日から2か月以内	愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370	
愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金	内 容	新型コロナウイルス感染症の影響による休業により、愛媛労働局長から「雇用調整助成金等」の支給決定(R3.3.6以降)を受けた事業主に対して、その支給率に応じて休業手当総額の1/10以内の額を上乗せ助成(上限：1事業所当たり年 100万円) ①国の支給率 2/3 → 国支給決定額の3/20を助成 ②国の支給率 3/4 → 国支給決定額の2/15を助成 ③国の支給率 4/5 → 国支給決定額の1/ 8を助成 ④国の支給率 9/10 → 国支給決定額の1/18を助成 等	《雇用調整助成金等》 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL:0120-60-3999 愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370	
	受付期間	愛媛労働局長の支給決定を受けた日～	《雇用調整助成金支給決定後》 愛媛県 経済労働部 産業人材課 TEL:089-912-2505	

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和3年10月6日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
従業員の雇用維持・両立支援	両立支援助成金 介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）	内 容	新型コロナウイルス感染症対応のため、家族を介護する必要がある労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して、1人当たり20又は35万円（有給取得日数による）を助成（上限：5人） ※1 制度の規定化及び社内での周知、当該休暇を合計5日以上取得させることが必要。 ※2 対象期間はR3. 4. 1～R4. 3. 31	愛媛労働局 雇用環境・均等室 TEL:089-935-5222
		申請期限	介護のための有給休暇（新型コロナウイルス感染症対応）の取得日数が5～10日 → 当該休暇の取得日数が合計5日を経過する翌日から2か月以内 介護のための有給休暇（新型コロナウイルス感染症対応）の取得日数が10日以上 → 当該休暇の取得日数が合計10日を経過する翌日から2か月以内	
	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	内 容	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など（保育所を含む）に通う子ども、新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成 ※1 対象労働者1名につき、対象労働者の日額換算賃金額（上限あり）×有給休暇の日数 ※2 対象期間はR3. 8. 1～12. 31	雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター TEL:0120-60-3999
		申請期間	特別有給休暇の取得日（R3. 8. 1～10. 31）…R3. 12. 27 特別有給休暇の取得日（R3. 11. 1～12. 31）…R4. 2. 28	
	両立支援助成金 育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）	内 容	新型コロナウイルス感染症対応のため、臨時休業等となった小学校などに通う子どもの世話をを行う必要がある労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して、1人当たり5万円を助成（上限：10人） ※1 制度の規定化及び社内での周知、当該休暇を1人当たり4時間以上取得することが必要。 ※2 対象期間はR3. 4. 1～9. 30	愛媛労働局 雇用環境・均等室 TEL:089-935-5222
		申請期間	特別有給休暇の取得日（R3. 4. 1～6. 30）…受付終了 特別有給休暇の取得日（R3. 7. 1～9. 30）…R3. 7. 1～11. 30	
	両立支援助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）	内 容	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇制度を設けた事業主に対して、1人当たり28.5万円を助成（上限：5人） ※1 制度の規定化及び社内での周知、当該休暇の取得が合計20日以上であることが必要。 ※2 対象期間はR2. 5. 7～R4. 1. 31	愛媛労働局 雇用環境・均等室 TEL:089-935-5222
		申請期間	対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日～R4. 2. 28 ※ 事業場単位ごとの申請	
	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金	内 容	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇制度を設けた事業主に15万円を助成（1事業場につき1回限り） ※1 制度の規定化及び社内での周知、当該休暇の取得が合計5日以上であることが必要。 ※2 対象期間はR3. 4. 1～R4. 1. 31	愛媛労働局 雇用環境・均等室 TEL:089-935-5222
		申請期間	対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日～R4. 2. 28 ※ 事業場単位ごとの申請	

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和3年10月6日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
資金繰りの支援 	新事業創出金融支援事業	内 容	創業者及び事業承継者が、県の融資制度「新事業創出支援資金」を借り入れる際の保証料補助 ※ 創業については、信用保証協会の利用残高がない方に限る	愛媛県 経済労働部 経営支援課 TEL:089-912-2480 FAX:089-912-2479
		限 度 額	新事業 3,500万円 事業承継（運転5,000万円・設備1億円）	
		融 資 期 間	運転資金：7年以内（うち据置期間1年以内） 設備資金：10年以内（うち据置期間1年以内）	
		保 証 料 率	新事業…0.80%、事業承継…0.16～1.72%	
	県制度融資「緊急経済対策特別支援資金」	内 容	県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者及び組合の運転資金及び借換資金に対する融資支援	愛媛県 経済労働部 経営支援課 TEL:089-912-2480 FAX:089-912-2479
		限 度 額	運転資金（企業5,000万円・組合1億円） 借換資金（企業8,000万円・組合1.6億円）	
		融 資 期 間	運転資金：7年以内（うち据置期間1年以内） 借換資金：10年以内（うち据置期間1年以内）	
		融 資 利 率	年1.50%	
		保 証 料 率	年0.35～1.72%	
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	対 象 者	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者の設備資金及び運転資金に対する融資支援 融資利率：融資後3年目までは基準利率-0.9%（上限：中小企業事業3億円、国民生活事業6,000万円） ※ 中小企業基盤整備機構からの利子補給により、当初3年間は実質無利子	(株)日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505
		限 度 額	（中小企業事業） 6億円 （国民生活事業）8,000万円	
		融 資 期 間	設備資金：20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金：15年以内（うち据置期間5年以内）	